

平成25年度 保育園の入園受付を行います

●平成25年4月から保育園に入園を希望される方の受付を行います

◆受付の日時と場所

日時 1月28日(月)～2月1日(金)
午前9時～午後5時
場所 福祉事務所 家庭福祉係
各総合支所 地域市民健康課

※むさしこども園・国東こども園・南部こども園・富来保育園(※平成25年4月1日から「認定こども園」の認定を受ける予定)は、認定こども園のため、園で受付をお願いします。

◆申込みに必要なもの

1 保育所入所申込書

福祉事務所家庭福祉係・各総合支所地域市民健康課でお渡ししますので、受付日以前にお越しください。

在園児の方は「保育所現況届」を保育園でお渡しします。

2 印鑑

3 平成24年分源泉徴収票(給与所得者)

※平成24年1月2日以降に国東市に転入された

方については、他の書類が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※原則として、昼間家庭保育ができない児童が対象となります。

なお、上記受付期間以外でも受付を行います。多数の入園希望者が予想されますので、在園児、新入園児とも必ず受付期間内に手続きをしてください。(ただし、受付の先着順に保育を実施するというものではありません。)

◆国東市内の認可保育園

- ・伊美保育園 国見町伊美2457-1
- ・来浦保育園 国東町浜1353
- ・安岐中央保育園 安岐町中園404-5
- ・竹田津保育所 国見町竹田津3610-1
- ・オレンジ保育所 国東町原2129
- ・安岐保育所 安岐町下原1273-1
- ・熊毛保育所 国見町熊毛62-2
- ・武溪保育所 武蔵町麻田57-1

◆認定こども園のご案内

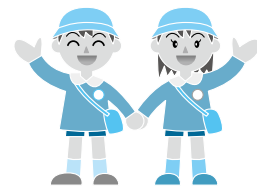
- ・むさしこども園 武蔵町糸原498 ☎0978-68-1452
- ・富来保育園 国東町富来浦1549 ☎0978-74-0200
- ・国東こども園 国東町田深1571-14 ☎0978-72-0500
- ※平成25年4月1日から「認定こども園」の認定を受ける予定です。
- ・南部こども園 国東町小原119-1 ☎0978-72-0609

●平成25年度大恩こども館の入館を希望される方

入館申請書 大恩こども館・福祉事務所家庭福祉係でお渡しします

受付日時 1月28日(月)～2月1日(金) 午前9時～午後5時

※保育に欠けない3歳以上の児童が対象となります。



問い合わせ

福祉事務所 家庭福祉係 ☎0978-72-5164 武蔵総合支所 地域市民健康課 ☎0978-68-1112
国見総合支所 地域市民健康課 ☎0978-82-1112 安岐総合支所 地域市民健康課 ☎0978-67-1114

農業委員会からのお知らせ 農地の売買・転用は許可が必要です

○耕作目的での売買、贈与等をする場合

…3条申請

農地を耕作目的で売買や贈与等をするときは、農業委員会の許可が必要です。許可を受けずに行った売買等は、法的に無効であり、所有権移転の登記ができません。なお、資産保有や投資目的の売買、また農地を取得する適格者(自ら耕作する面積が申請地を含めて50アール以上等)でない場合には許可されません。

○自分名義の農地を転用する場合…4条申請

○他人名義の農地を買って、または借りて転用する場合…5条申請

農地の転用とは、農地を住宅用地、車庫

用地、工場用地、倉庫用地、資材置場、駐車場、山林など農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て都道府県知事の許可が必要です。

○一時転用…4条、5条申請と同様の扱い

一時的に資材置場や駐車場、工事仮設事務所用地、工事用残土置場用地などにする場合も農地転用となり、農業委員会を経て都道府県知事の許可が必要です。

このようなルールを守らず、農地の無断転用等を行った場合は、農地法の規定による罰則が適用されます。また、現行法では個人による墓地への転用は認められていません。

問い合わせ 国東市農業委員会 ☎0978-72-5176